

維持管理計画 — 摺鉢谷最終処分場

1. 放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値

健康項目

項目	単位	自主管理値	廃掃法	水濁法
カドミウムおよびその化合物 (カドミウムとして)	mg/L	0.03	0.03	0.03
シアン化合物 (シアンとして)	mg/L	1	1	1
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メルジメトン、EPN)	mg/L	1	1	1
鉛およびその化合物 (鉛として)	mg/L	0.1	0.1	0.1
六価クロムおよびその化合物 (六価クロムとして)	mg/L	0.5	0.5	0.5
砒素およびその化合物 (砒素として)	mg/L	0.1	0.1	0.1
総水銀 (水銀として)	mg/L	0.005	0.005	0.005
アルキル水銀化合物	—	検出されないこと		
PCB	mg/L	0.001	0.003	0.003
トリクロロエチレン	mg/L	0.1	0.1	0.1
テトラクロロエチレン	mg/L	0.05	0.1	0.1
ジクロロメタン	mg/L	0.1	0.2	0.2
四塩化炭素	mg/L	0.02	0.02	0.02
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.02	0.04	0.04
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1	1	1
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.2	0.4	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.2	3	3
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.03	0.06	0.06
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.01	0.02	0.02
チウラム	mg/L	0.03	0.06	0.06
シマジン	mg/L	0.02	0.03	0.03
チオベンカルブ	mg/L	0.1	0.2	0.2
ベンゼン	mg/L	0.1	0.1	0.1
セレンおよびその化合物	mg/L	0.1	0.1	0.1
弗素	mg/L	5	15	15
ホウ素	mg/L	30	230	230
硝酸性窒素、亜硝酸性窒素 およびアンモニア性窒素	mg/L	50	200	100
1,4-ジオキサン	mg/L	0.5	0.5	0.5

生活環境項目およびダイオキシン類

項目	単位	自主管理値	廃掃法	水濁法
水素イオン濃度 (pH)	—	5.0～9.0	5.0～9.0	5.0～9.0
化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	5	90	10**
浮遊物質 (SS)	mg/L	20	60	30**
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	mg/L	1	5	2*
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	mg/L	10	30	30
フェノール類含有量	mg/L	1	5	1*
銅含有量	mg/L	1	3	1**
亜鉛含有量	mg/L	2	2	2
溶解性鉄含有量	mg/L	5	10	10
溶解性マンガン含有量	mg/L	5	10	10
クロム含有量	mg/L	1	2	2
大腸菌群数	個/cm ³	300	3,000	3,000
窒素含有量 (日間平均)	mg/L	20	120	120
リン含有量 (日間平均)	mg/L	1	16	16
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	1	10	—

*：水質汚濁防止法第3条第3項の上乗せ排水基準値

**：香川県との環境保全協定値

2. 放流水の水質の測定頻度

- (1) 排水基準等に関わる項目については、1年に1回以上
- (2) 水素イオン濃度、BOD、COD、SS、窒素については1ヶ月に1回以上
- (3) ダイオキシン類については1年に2回以上

3. 産業廃棄物処理施設の維持管理計画

- (1) 覆土およびシート掛けによって、廃棄物の飛散を防止する。
- (2) 最終処分場から100～200 mの地点に消火栓を設置し、火災発生時には速やかに消火する。
- (3) 必要に応じて、薬剤の散布等を行い、ねずみ及び蚊、はえその他の害虫の発生を防止する。
- (4) 埋立地の周囲に防護柵を設置し、みだりに人が立入るのを防止する。
- (5) 入口に最終処分場であることを表示する立札を設置する。
- (6) 擁壁等を定期的に点検し、損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかに防止措置を講ずる。
- (7) 遮水シートは保護土などで覆い、保護する。保護土がかからない遮水シートには、遮光性の不織布を敷設する。
- (8) 露出している遮水シートは定期的に点検し、異常が認められた場合には、必要な措置を講じる。

(9)

- ・地下水等検査項目を1年に1回以上測定・記録する。
- ・電気伝導率又は塩化物イオン濃度を1月に1回以上測定・記録する。
- ・電気伝導率又は塩化物イオン濃度に異状が認められた場合には、速やかに再度測定・記録するとともに地下水等検査項目についても測定・記録する

(10) 地下水の水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかな場合を除く）が認められる場合は、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずる。

(11) 雨水集水施設を設置して、地表水が埋立地に流入することを防止する。

(12) 調整池を定期的に点検し、損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずる

(13) 開渠に土砂等が堆積した場合には、速やかに除去する。

(14) ガスを発生するおそれのない廃棄物のみを埋め立てる。

(15) 埋立処分が終了した埋立地は、厚さがおおむね 50cm 以上の土砂等の覆いにより開口部を閉鎖する。

(16) 閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずる

(17) 埋め立てられた廃棄物の種類、数量及び最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、廃止までの間保存する。